

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

現場で働く協力会社との連携を深めるため、2003年より協力会社のメンバー参加による「高和会」を組織しており、品質・安全衛生・環境保全などの各種管理について、当社と情報共有しつつ周知徹底を図っています。

また、協力会社が有する経営課題解決への貢献や技術教育の支援を通じたサプライチェーンの基盤強化ならびに安定した施工体制の構築等を通じ、協力会社との連携強化に努めています。

b. IT 実装支援

当社では電子契約システムを導入し、ペーパレス化による業務量削減・迅速化およびコストダウンを推進するとともに、コンプライアンス強化に努めています。

また、労働者派遣契約の締結にあたっては、電子契約を進めペーパレス化による業務量削減・迅速化およびコストダウンを推進するとともに、派遣元会社との情報連携を密にして適正な労務管理等を進めております。

c. グリーン化の取組

当社は、「環境保全技術と企業力を駆使し、“社会の持続的発展を図りつつ、地球環境の保全”に寄与する」ことを環境保全に対する基本的な考え方としています。この考え方に基づき、「環境基本方針」を制定し、推進体制を規程化しました。事業活動において、省エネルギー・省CO₂技術を積極的に開発し、お客様との協働により設備運用を最適化して、脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力会社と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、協力会社の適正な利益を含み、協力会社における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また長工期の場合等において、契約期間中に原材料費やエネルギーコストの高騰等を勘案し、年に1回以上協議の場を設け、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

協力会社への支払について、資本金3億円以下の協力会社に対して全額現金払いとし、それ以外の協力会社については労務費相当分を現金払とするとともに、現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めます。手形等で支払う場合には、割引料等が協力会社の負担とならないよう、協力会社と十分に協議して下請代金の額を決定します。なお、手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等の見直しを行います。また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力会社に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力会社に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、当社施工の建設現場に関わる全ての高和会の社員及び技能者に対し、当社指定のヘルメットを無償貸与することで協力会社の経済的負担を緩和するとともに、全数リサイクルを目指した仕組みを構築し、省資源と循環型社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

2023年3月31日
(2025年3月14日 更新)

高砂熱学工業株式会社

代表取締役社長 小島 和人